

京都市介護保険料安定化特例措置基金条例（平成21年3月6日京都市条例第37号）

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

介護保険事業について、介護従事者の処遇の改善のための介護報酬の改定に伴う保険料の急激な増額を抑制し、これを安定化させるための措置に必要な財源に充てるため、京都市介護保険料安定化特例措置基金を設置することとしました。

この条例は、平成21年3月6日から施行することとしました。

京都市介護保険料安定化特例措置基金条例を公布する。

平成21年3月6日

京都市長 門川 大作

京都市条例第37号

京都市介護保険料安定化特例措置基金条例

(設置の目的)

第1条 介護保険事業について、介護従事者（介護保険法の規定による指定居宅サービスその他のサービスの提供に従事する者をいう。）の処遇を改善するために行う介護報酬（当該サービスに要した費用として事業者を支払われる費用をいう。以下同じ。）の改定に伴う保険料の急激な増額を抑制し、これを安定化させるための措置に必要な財源に充てるため、京都市介護保険料安定化特例措置基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条の目的のための国からの交付金は、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 介護保険法第9条に規定する第1号被保険者の保険料について、介護報酬の改定に伴い増加することとなる額に相当する額を軽減するための措置に必要な財源に充てる場合

(2) 前号の措置に係る事業の円滑な実施に必要な財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を国庫に納付するものとする。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)